

# 株式会社セルシード 定款

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 主管部署： 経営管理部 | 制定実施日：平成 13 年 4 月 18 日 |
| 規程番号： 経基－1  | 改訂実施日：令和 06 年 3 月 26 日 |

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 平成 13 年 4 月 18 日  | 作成    |
| 平成 13 年 4 月 18 日  | 公証人認証 |
| 平成 13 年 5 月 9 日   | 会社設立  |
| 平成 14 年 5 月 1 日   | 改訂    |
| 平成 14 年 6 月 7 日   | 改訂    |
| 平成 15 年 2 月 27 日  | 改訂    |
| 平成 16 年 3 月 26 日  | 改訂    |
| 平成 18 年 3 月 30 日  | 改訂    |
| 平成 18 年 9 月 25 日  | 改訂    |
| 平成 21 年 1 月 6 日   | 改訂    |
| 平成 21 年 2 月 1 日   | 改訂    |
| 平成 21 年 10 月 29 日 | 改訂    |
| 平成 21 年 10 月 30 日 | 改訂    |
| 平成 28 年 3 月 29 日  | 改訂    |
| 令和 02 年 3 月 27 日  | 改訂    |
| 令和 03 年 3 月 26 日  | 改訂    |
| 令和 04 年 3 月 25 日  | 改訂    |
| 令和 05 年 3 月 28 日  | 改訂    |
| 令和 06 年 3 月 26 日  | 改訂    |

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

**第 1 条** 当社は、株式会社セルシードと称し、英文ではCellSeed Inc. と表示する。

### (目的)

**第 2 条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生物由来製品を含む医薬品・医療機器の設計、研究開発、製造、輸出入及び販売
2. 再生医療に供する目的を含む、細胞の培養、培養細胞の輸出入及び販売、細胞培養の設計、設計開発又は受託
3. 細胞培養用機器及び器材の研究開発、受託開発、製造、輸出入及び販売
4. 医療用及び医療研究用検査試薬・検査機器の設計、開発、製造、輸出入及び販売
5. バイオテクノロジー関連試薬及び分離分析用機器の研究開発、製造、輸出入及び販売
6. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

**第 3 条** 当社は、本店を東京都江東区に置く。

### (公告方法)

**第 4 条** 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

**第 5 条** 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

### (単元株式数)

**第 6 条** 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

**第 7 条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

### (株主名簿管理人)

**第 8 条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

**第 9 条** 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際して手続き等は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

**(基準日)**

**第10条** 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### **第 3 章 株 主 総 会**

**(招集)**

**第11条** 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

**(電子提供措置等)**

**第12条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(招集権者及び議長)**

**第13条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

**(議決権の代理行使)**

**第14条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

**(決議の方法)**

**第15条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

**(議事録)**

**第16条** 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## **第4章 取締役及び取締役会**

**(取締役会の設置)**

**第17条** 当会社は取締役会を置く。

**(員数)**

**第18条** 当会社の取締役は（監査等委員である取締役を除く）は、6名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

**(取締役の選任)**

**第19条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。

#### (取締役の任期)

**第20条** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期の満了すべき時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

**第21条** 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

**（取締役会の招集権者及び議長）**

**第22条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

**（取締役会の招集通知）**

**第23条** 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

**（重要な業務執行の決定の委任）**

**第24条** 当社は会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

**（取締役会の決議方法）**

**第25条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

**（取締役会の決議の省略）**

**第26条** 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

**(取締役会の議事録)**

**第27条** 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

**(取締役会規程)**

**第28条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

**(取締役の報酬等)**

**第29条** 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

**第30条** 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## **第5章 監査等委員会**

**(監査等委員会の設置)**

**第31条** 当社は、監査等委員会を置く。

**(監査等委員会の招集通知)**

**第32条** 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

**(監査等委員会の決議方法)**

**第33条** 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

**(監査等委員会の議事録)**

**第34条** 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

**(監査等委員会規程)**

**第35条** 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## **第6章 会計監査人**

**(会計監査人の設置)**

**第36条** 当社は会計監査人を置く。

**(会計監査人の選任)**

**第37条** 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

**(会計監査人の任期)**

**第38条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

---

関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### **(会計監査人の報酬等)**

**第39条** 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### **第 7 章 計 算**

#### **(事業年度)**

**第40条** 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

#### **(剰余金等の配当等の決定機関)**

**第41条** 当会社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会で定めることができる。

#### **(剰余金の配当の基準日)**

**第42条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### **(期末配当金等の除斥期間)**

**第43条** 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

**（附則）第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）**

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 20 期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

**第 2 条（電子提供措置等に関する経過措置）**

現行定款第 12 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 12 条（電子提供措置等）は、2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 12 条はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上